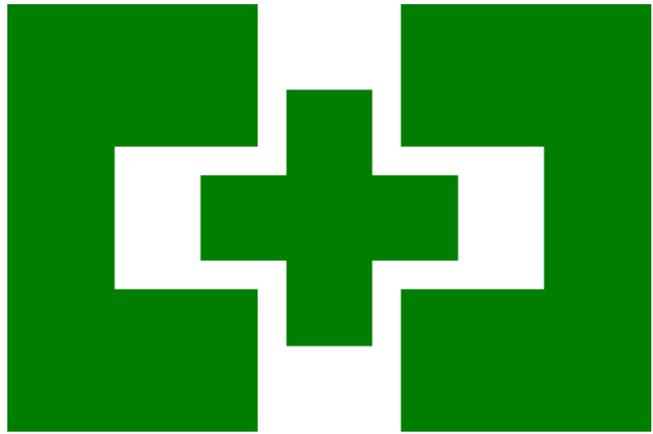


令和6年度 年末年始無災害運動説明会



成田労働基準監督署

令和6年度 年末年始無災害運動実施要領

令和6年度 年末年始無災害運動実施要領

『今年もやります！基本作業の徹底 年末年始も無災害』



千葉県産業安全衛生会議

実施期間 令和6年12月1日～令和7年1月15日

1. 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する全国的な運動で、本年で54回目を迎えます。千葉県内では、千葉労働局、各労働基準監督署及び千葉県産業安全衛生会議（構成機関）が運動を展開しています。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切です。

千葉県の労働災害は長期的には減少傾向にある中で、本年9月末までの労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症による労働災害を除く）において、死亡者数は29人と前年同期比で12人の増加となっています。業種別では建設業で9人と多くを占めていますが、去年は3人だった製造業でも8人と増加が顕著となっています。なお、9月末時点での29人はすでに昨年1年間の25人をも上回っています。また、休業4日以上の子傷者数も9月末時点における前年同期との比較において全体で117人増加しています。業種別では陸上貨物運送業で46人、医療保健業で36人の減少となっている一方で、ビルメンテナンス業で42人、飲食店では37人が増加しているのを始めとして、製造業においても32人の増加となっています。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、凍結や積雪による転倒等の危険が増します。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となります。皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにしながら本年度の年末年始無災害運動を展開することとします。

2. 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠・食事・運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

非定常作業時の災害を防ぐ！

大掃除などで一斉に設備を停止した上で点検や修理を行う「非定常作業」では、「はさまれ・巻き込まれ」などの災害に特に注意が必要です。

事前準備

作業計画書の作成、作業の手順・方法の決定などを協力会社や安全衛生担当部門ら関係者が事前に行った上で、リスクアセスメントも実施して調整しましょう。

作業開始前ミーティング

作業の進め方、合図の方法、禁止事項などを確認し、リスク情報を共有しましょう。必要な保護具の着用の確認も忘れずに。



- 1 起動スイッチ等に施錠。(参考/グループロックアウト方式：複数人がキーを持ち、全員のキーが揃わなければ機械が起動しない方法)
- 2 暗い場所は補助照明などで適正な照度を保つ。
- 3 動力を遮断し(電源を切り)、機械設備を完全に停止させ、操作盤等の近くに「点検中のため操作禁止」など目立つように表示する。
- 4 チェックリストなどを使って漏れなく点検。指差し呼称で手順や安全の状態を確認する。

作業中に不測の事態が生じたら、作業を中断して作業指揮者に報告

合図は大きな声でハッキリと決められた方法で

作業が終了したら…

- ・無効にした安全装置、取り外した安全カバーなどを元に戻して、作業場を整理・整頓。
- ・ヒヤリ・ハット情報などがあれば、作業指揮者に報告。

脚立作業のポイント



- 1 天板の上に乗らない。脚立にまたがらない。
- 2 脚立は水平な安定した場所に設置する。
- 3 脚部に滑り止めの付いた脚立を使用し、開き止め金具を確実にロックする。
- 4 踏さん上で作業する際は、足を軽く開き、脚や膝を軽く天板に当てて体勢を安定させる。つま先立ちは危険！
- 5 周囲に「作業中」などの注意喚起の表示をする。
- 6 脚立は原則として2m未満のものを使う。

健康管理をしっかりと

冬は身体が冷える上、年末年始は生活リズムも不規則になりがちで、体調を崩しやすくなります。いつも以上に健康状態に気を付けて、免疫機能を高める工夫をしましょう。



からだを
温める

睡眠を
しっかりとる

適度な
運動

バランスの
良い食事

体調の悪い
ときは
無理しない

転倒に注意！

慌ただしい年末年始は、転倒などにつながる不安な行動をしがちです。また、雪や凍結した路面も注意が必要です。しっかりと対策をして、安全を確保しましょう。



チェックしてみよう！ 例えば…

- 通路や出入り口、階段などに物を放置していないか
- 床、通路などの水、油、粉類はその都度取り除いているか
- 安全に移動できるように、十分な明るさ(照度)が確保されているか
- 台車などは、荷が崩れたりしないよう安全に使用しているか
- 階段の滑り止めは外れていないか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所に、注意を促すステッカー(標識)を掲示しているか
- 作業靴の底がすり減って滑りやすい状態になっていないか
- 「歩きスマホ」など足元から注意がそれる行動をしていないか
- 転倒などを予防するための教育を行っているか

冬季の安全運転

交通事故は年の後半に多くなる傾向にあり、特に12月に多発しています。一人ひとりが安全運転を心がけるとともに、毎日のミーティングなどでも繰り返し注意喚起しましょう。

出発前の準備

- ・目的地方面の交通情報や降雪など気象情報を収集。
- ・タイヤの摩耗状態、燃料の補給、タイヤチェーンの使い方などを事前に確認。冬タイヤでも走行困難になることがあるため、タイヤチェーンは必ず携行する。

「急」のつく運転を避ける

- ・急ハンドル、急ブレーキ、急発進などは、スピンやスリップの原因になる。時間と心に余裕を持って!

凍結しやすい場所に注意

- ・橋の上、日の当たらない道路、交差点やカーブの手前などは凍結しやすいので、あらかじめスピードを落として徐行運転する。

車間距離を十分に確保する



死亡災害の増加に伴う 緊急要請

緊 急 要 請

令和6年10月20日現在、千葉労働局管内では**29件**の死亡災害が発生しています(昨年同期比**70%増**)。あらゆる労働災害を私たちは誰も望んでいません。

私たちすべての願いは

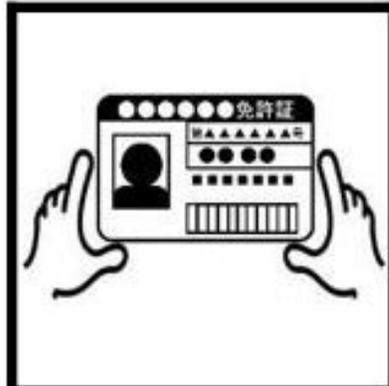
安全で安心して働ける職場で、今日も明日も働く

災害防止のために、心をひとつにして取り組んでいきましょう。

これまでに発生した災害を教訓に、安全の約束事をピクトグラム化しました。

作業前に指揮者も作業者もリスク対策を怠りなくお願いします。

【労働災害防止ピクトグラム】



資格証・携帯

資格が必要な仕事では、必ず資格を取得し携帯しましょう。



安全通路確認

作業者と車両等が混在する場所は安全通路の通行を徹底しましょう。



用途外使用禁止

機械を使用する際は、決められた用途以外の使用は禁止です。



過荷重吊り禁止

吊り荷に見合った能力を持った機械を選定し使用しましょう。

令和6年11月1日

千葉労働局長

岩野剛

千葉県内の製造業で働く皆様へ

令和6年における製造業の労働災害発生状況と対策について

千葉県内の製造業にて、令和6年1月1日から9月30日までの期間で8人の労働者が死亡する労働災害が発生しています。事業者の皆様におかれましては、下表の同種災害をはじめ、全ての労働災害の減少に向け、事業場内の安全衛生活動の総点検をしていただくようお願いします。

業 種	事故の型	災 害 発 生 状 況	あなたの職場に類似の作業場所がありますか？
1 その他の製造業	有害物等との接触	塗料を保管するコンテナの内部で、コンテナ内側に付着した塗料の洗浄作業に化学物質を使用し行っていたところ、 <u>化学物質を吸引し意識を失った。</u>	<input type="checkbox"/> ()
2 プラスチック製品製造業	墜落・転落	高さ約4mのタンクに接続している配管の詰まりを取り除くため、 <u>フォークリフトの爪にパレットを重ね、そこを足掛かりにタンクへ乗り移った。タンクからフォークリフトのパレット上に戻るときにバランスを崩す等により墜落した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
3 食料品製造業	はさまれ・巻き込まれ	稼働中の製造ラインの、 <u>搬出装置とベルトコンベヤーの間に加工品が落下し、それを取り除こうと手を伸ばしたところ、腕及び上半身が巻き込まれた。</u>	<input type="checkbox"/> ()
4 その他の土石製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	ショベルローダーにて作業を行っていた運転者が、運転席から転落又は降車し同 <u>ショベルローダーに寝かれた。</u>	<input type="checkbox"/> ()
5 ガラス・同製品製造業	崩壊・倒壊	<u>集じん機の調整作業中、集じん機内の粉体（温度50℃～80℃）が崩れ落ち、同作業に従事していた者のうち1名が火傷を負い、死亡した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
6 その他の木材木製品製造業	高温・低温の物との接触	木材を漬けおく <u>水槽</u> （内容物：水温60℃前後の水）に <u>転落し</u> 、火傷を負い死亡した。	<input type="checkbox"/> ()
7 その他の食料品製造業	崩壊・倒壊	<u>粉殻の山に登り、粉殻をコンベヤーに踏み落とししていたところ、登っていた粉殻の山が崩壊し粉殻に流され埋まった。</u>	<input type="checkbox"/> ()
8 クリーニング業	高温・低温の物との接触	<u>大型衣類乾燥機内に入ったまま乾燥機が稼働し火傷を負い、死亡した。</u>	<input type="checkbox"/> ()

※ 作業場所を巡視し、類似の作業場所があるか確認しましょう。

類似の作業場所がある場合は、改めてリスクアセスメントを実施し労働災害防止対策の状況を見直してください。

【9月末時点における製造業の死亡災害】

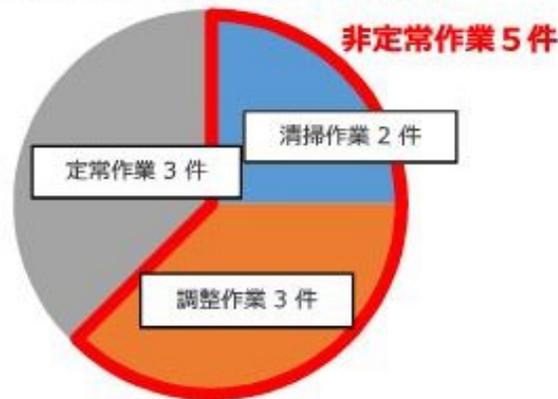


【非定常作業の危険】

製造業における死亡災害では非定常作業での発生が6割以上を占めています。

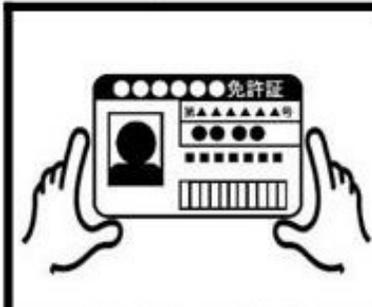
清掃、調整、修理等といった作業では突発的な対応が必要な場合もあります。稀に発生しルーティン作業と手順がかわる非定常作業は危険な作業行動が起きやすいものです。

非定常作業についてのリスクアセスメントが適当に行われているか、見積もったリスクに応じた対策が取られているか等、安全管理者をはじめ、作業者全員の意見を踏まえて確認しましょう！



【労働災害防止ピクトグラム】

製造業の労働災害の原因となっている事項をピクトグラム化しました。ピクトグラムは千葉労働局HPに掲載しておりますので、画像をダウンロードして、ご活用ください。



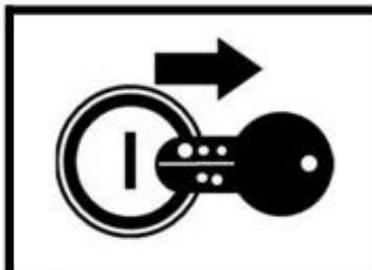
資格証・携帯

資格が必要な仕事では、必ず資格を取得し携帯しましょう。製造業ではフォークリフトの無資格運転が多い状況です。



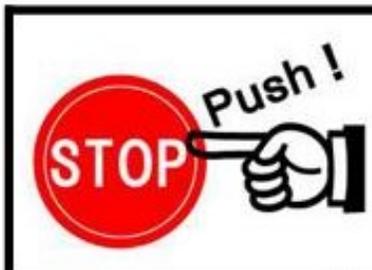
用途外使用禁止

機械を使用する際は、決められた用途以外の使用は禁止です。特にフォークリフトの用途外使用が多いです。



降車時エンジン停止

降車時に機械の誤発進や逸走を防止するため、降車のたびにエンジンを停止しましょう。



非常停止ボタン位置

非常停止ボタンの位置がどこにあるか瞬時にわかるように掲示をしましょう。

ピクトグラムは千葉労働局HPへ



(R6.10)

千葉県内の建設業で働く皆様へ

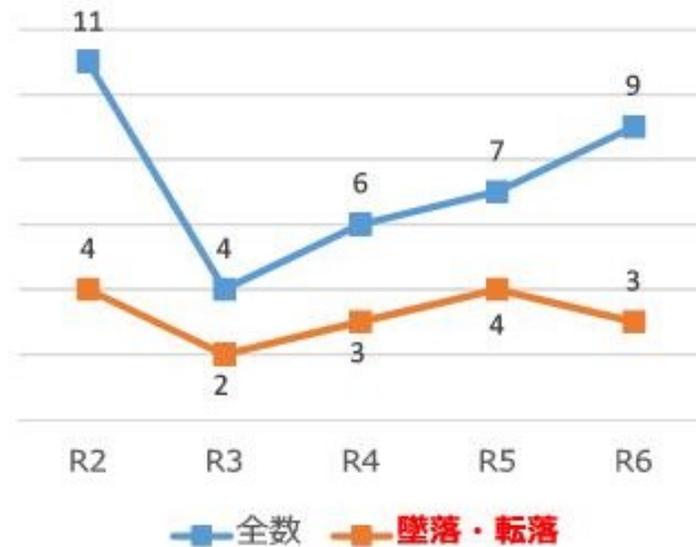
令和6年における建設業の労働災害発生状況と対策について

千葉県内の建設業にて、令和6年1月1日から9月30日までの期間で9人の労働者が死亡する労働災害が発生しています。事業者の皆様におかれましては、下表の同種災害をはじめ、全ての労働災害の減少に向け、事業場内の安全衛生活動の総点検をしていただくようお願いします。

業種	事故の型	災害発生状況	あなたの職場に類似の作業内容がありますか？
1 その他の土木事業	転倒	法面復旧工事のため、 <u>車両系建設機械で大型土嚢を運搬途中、法肩から横転して地面と機械との間に挟まれた。</u>	<input type="checkbox"/> ()
2 道路建設工事	墜落・転落	アスファルト舗装の打ち替え工事にて、コンバインドローラーで転圧作業中に、 <u>路肩から水路に転落してコンバインドローラーに挟まれた。</u>	<input type="checkbox"/> ()
3 港湾海岸工事	激突され	浮きクレーンを係留するため、海底に突き刺す杭を当該クレーンで吊り上げ、杭の固定用ピンを引き抜こうとしたところ、 <u>当該固定用ピンが跳ね上がり激突した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
4 上下水道工事	崩落・倒壊	下水管交換のため、 <u>深さ2mの掘削溝に入り作業を行っていたところ、掘削溝の側面が崩落した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
5 その他の土木事業	墜落・転落	<u>立木に登りチェーンソーを用いて枝の伐採後、高さ5mの位置から地面に墜落した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
6 その他の建設事業	墜落・転落	屋根改修工事において、高さ約7mの屋根上面で作業中、 <u>屋根材を踏み抜き墜落した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
7 機械器具設置工事	高温・低温の物との接触	熱交換器の部品交換中、約200℃の軽油が噴出し同作業に従事していた者のうち1名が火傷を負い、死亡した。	<input type="checkbox"/> ()
8 電気通信工事	崩壊・倒壊	高さ約8mの立木の <u>伐木作業中、根元部分に切れ込みを入れたところ立木が倒れ、同作業者に激突した。</u>	<input type="checkbox"/> ()
9 機械器具設備工事	爆発	タンクの床板改修工事にて床板の <u>溶接を開始したところ、タンク内で爆発が発生した。</u> 溶接開始前、タンク内を引火性物質が含有されている洗浄剤で洗浄していた。	<input type="checkbox"/> ()

※ 作業内容を確認し、類似の作業内容があるか確認しましょう。
類似の作業内容がある場合は、改めてリスクアセスメントを実施し作業計画等を見直してください。

【9月末時点における建設業の死亡災害】



直近5年間における建設業の死亡災害発生状況を見ると、実に**3分の1強**が**墜落・転落**災害となっています。

墜落・転落災害と言うと、**高所からの墜落**が最多を占めていますが、**車両系建設機械ごと転落**し同機械と挟まれて死亡する災害も増加しています。

高所からの墜落災害防止対策として、**フルハーネス型墜落制止用器具**等の使用徹底をご確認ください。

車両系建設機械の転落災害防止対策として、作業現場に見合った**作業計画書**の作成、及び計画どおりの作業遂行を行いましょう。

【労働災害防止ピクトグラム】

建設業の労働災害の原因となっている事項をピクトグラム化しました。ピクトグラムは千葉労働局HPに掲載しておりますので、画像をダウンロードして、ご活用ください。



ピクトグラムは千葉労働局HPへ



千葉県内のドライバー・荷役作業員の皆様へ

令和6年におけるドライバーと荷役作業員の 労働災害発生状況と対策について

千葉県内の令和6年1月1日から9月30日までの期間において、ドライバー2名（交通事故1名含む）と荷役作業員1名が死亡する労働災害が発生しています。事業者の皆様におかれましては、下表の同種災害をはじめ、全ての労働災害の減少に向け、事業場内の安全衛生活動の総点検をしていただくようお願いします。

死亡災害の発生状況

	業 種	事故の型	災 害 発 生 状 況
1	陸上貨物 取扱業	はさまれ・ 巻き込まれ	物流施設内でトラックが後退したところ、荷台後部とプラットホームとの間に挟まれた。
2	一般貨物 自動車運送業	墜落・転落	トレーラーダンプの荷台から降りる際、荷台のあおりから昇降用の梯子に移ろうとしたところ、高さ2.8mの荷台の上から地面に墜落した。
3	一般貨物 自動車運送業	交通事故 (道路)	トラックを運転中、赤信号の交差点を直進したところ、右から直進してきた車に激突された。



荷役作業に係るチェックリスト

荷役作業時における労働災害を防止するための取組状況について、以下のチェックリストを基に自主点検ください。

チェック項目	確認欄 ○ or X
1. 貴社の荷役場所を安全な状態に	
① 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している	
② 十分な明るさで作業している	
③ 荷や資機材の整理整頓をしている	
2. 墜落、転倒、腰痛等の対策	
① 手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親網等）の設置等を行っている	
② 作業場所の床面は？床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等をしている	
③ 人力で荷を扱う機械・道具を使用するよう検討したか	
3. 陸運事業者との連絡・調整	
① 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している	
② 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている	
③ 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している	



ピクトグラムのダウンロードは
千葉労働局HPへ



(R6.10)



千葉労働局 各労働基準監督署

近年増加し続ける転倒災害、腰痛防止対策について

転倒腰痛 年々増加

事故の型別死傷災害発生状況



年代別の労働災害発生状況



- ◎ 千葉県の休業4日以上¹の労働災害の半数（令和5年値 46.7%）は転倒災害、腰痛
- ◎ 年齢が高まるほど割合は増加
- ◎ 転倒災害による休業期間1ヶ月上となるものが約6割



転倒危険のチェック！！

職場内の転倒防止対策が講じられているか、以下のチェックリストを基に自主点検しましょう。

チェック項目	確認欄 ○ or X
1. 環境要因（ハード面）の対策	
① 作業場・通路に物を放置しないための整理、整頓を徹底している	
② 通路の段差・凹凸・陥没穴等があるか確認し、解消している	
③ 十分な明るさ（照度）を確保している	
④ 床の水たまりや油汚れなどを放置せず、その都度取り除いている。	
⑤ 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ作業者の足のサイズに合ったものを選定している。	
2. 身体能力向上、安全教育（ソフト面）の対策	
① 転倒予防に効果的な、ストレッチ・体操を取り入れている。	
② 作業者の転倒等リスク評価のセルフチェックを行い、作業者の転倒等リスクを可視化している。	
③ 事業場内で発生した転倒に係る労働災害・ヒヤリハット事例等をもとに社内教育を行っている。	

すべり 階段の踏み外し

- ・作業場のあらゆるところにこんな危険は潜んでいます。
- ・照度不足も要注意
- ・体操やストレッチでも、リスク低減！



あせらず・適量

- ・リスク低減は整理整頓から
- ・腰痛リスクも高まります

ピクトグラムのダウンロードは
千葉労働局HPへ



(R6.10)

千葉労働局 災防ピクトグラム

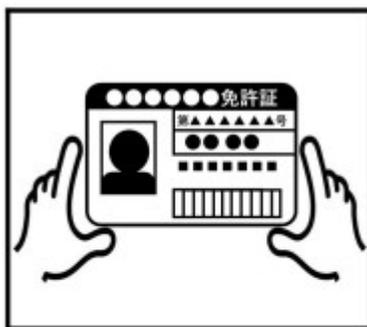
【ピクトグラムについて】

千葉労働局では、管内で発生した労働災害の発生原因を教訓に、安全の約束事をピクトグラム化しました。

ピクトグラムは千葉労働局ホームページに掲載している画像をクリックするとダウンロードできます。

ピクトグラムをダウンロードして、職場の労働災害防止のための掲示にご活用ください。

【ピクトグラム一覧】



資格証・携帯

資格が必要な仕事では、必ず資格を取得し携帯しましょう。



用途外使用禁止

機械を使用する際は、決められた用途以外の使用は禁止です。特にフォークリフトの用途外使用が多いです。



過荷重吊り禁止

吊り荷に見合った能力を持った機械を選定しましょう。



ハーネス着用

墜落危険箇所においては、フルハーネス型墜落制止用器具等を着用しましょう。



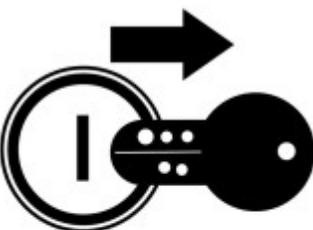
ハーネス使用箇所

要求性能墜落制止用器具（ハーネス等）を使用しなければならない作業箇所です。



ヘルメット着用

トラック荷台等で作業を行う場合はヘルメットを必ず着用しましょう。



降車時エンジン停止

降車時に機械の誤発進や逸走を防止するため、降車のたびにエンジンを停止しましょう。



非常停止ボタン位置

非常停止ボタンの位置がどこにあるか瞬時にわかるように掲示をしましょう。



立入危険箇所

作業者と車両等が混在する場所です。安全通路の通行を徹底しましょう。



昇降設備の利用

トラックへの昇降時等は、安全に昇降できる設備を使用しましょう。

労働安全衛生規則の改正

労働者死傷病報告の改正

令和7年（2025年）1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。

※ 令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

これまで…

- ・パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



令和7年1月1日以降報告受付分から…

- ・原則、パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



電子申請での報告のメリット

- ☑ その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
 - 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。
 - ① 必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
 - ② プルダウン選択によりコード入力が可能
 - ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ☑ その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！
 - テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。
- ☑ その3 時間短縮！
 - 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ☑ その4 郵送費がかからない！
 - 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled "労働者死傷病報告" (Worker Death, Injury, and Disease Report). The form is divided into several sections, with callouts 1 through 5 pointing to specific areas:

- ①** Points to the top section for "事業の種類" (Type of Business), which includes a grid for selecting industry codes.
- ②** Points to the section for "被災者の職種" (Occupation of the Victim), which includes a grid for selecting occupation codes.
- ③** Points to the section for "傷病名及び傷病部位" (Name and Location of Injury/Disease), which includes a grid for selecting injury codes.
- ④** Points to the section for "災害発生状況及び原因" (Disaster Occurrence Status and Cause), which is divided into five columns for detailed input.
- ⑤** Points to the bottom section for "国籍・地域及び在留資格" (Nationality, Region, and Residence Status), which includes a grid for selecting these categories.

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご利用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご利用いただくことでスムーズに申請できます。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

文字サイズ 小 中 大

厚生労働省

本サービスについて サービス利用方法 よくあるご質問 お知らせ アンケート

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



安全衛生教育促進運動

令和6年度

2024年12月1日▶2025年4月30日

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。





正しい知識で 職場を安全・健康に!

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、技能講習、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

令和6年度 安全衛生教育促進運動実施要領

1 趣旨

安全衛生教育促進運動は、労働者の安全と健康を守る上で中核となる安全衛生教育についてその重要性を啓発し、実施を促すため、平成25年度から中央労働災害防止協会が主催し、推進している運動である。

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するものである。特に、労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等(以下「法定教育」という。)の徹底や就業制限業務に係る資格取得の確実な実施は労働災害を防止する上で極めて重要である。また、外国人労働者の就労が増す中、安全衛生教育の重要性はますます高まっている。

令和6年度においては、4月より化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任が義務化され、選任には専門的講習を修了することが必要となった。また広く一般に、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、厚生労働省と中央労働災害防止協会は令和7年2月を第1回として「化学物質管理強調月間」を展開することとした。対象となる事業場は、業種や規模を問わず労働者に必要な法定教育の受講を徹底するとともに、化学物質を製造または取り扱うことに起因した労働災害を防止することについて、より一層積極的に取り組むことが求められている。

事業場の安全衛生水準の向上と自主的な安全衛生活動の取り組みのためには労働者の安全・健康に対する意識の定着が重要である。経営トップや安全衛生に係る管理者、作業員等、各層に応じた知識と技能の習得の機会を法定教育に加えて法定外の教育も欠かせない。

事業者は、教育・研修の対象者が増える年度初めに向け、計画的に準備を進めて着実に実施していただきたい。安全衛生教育の重要性を改めて認識し、各事業場にその実施を積極的に促すため、本年度も安全衛生教育促進運動を展開することとする。

2 実施期間

令和6年12月1日から令和7年4月30日までとする。

3 運動標語

「正しい知識で 職場を安全・健康に！」

4 主催者

中央労働災害防止協会

5 後援

厚生労働省

6 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構、公益社団法人日本理学療法士協会、一般社団法人日本ヘルメット工業会 (順不同)

7 実施者

各事業場

8 主催者の実施事項

主催者は、次の事項を実施する。

- 1 機関誌、Webサイト等、さまざまな媒体を通じた広報
- 2 リーフレット等の制作および配布
- 3 「安全衛生教育実施チェックリスト」の本運動実施期間中の集中的な配布
- 4 「安全衛生教育相談窓口」の設置および安全衛生教育相談の集中的な対応
- 5 ポスター等の掲示
- 6 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- 7 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- 8 その他、安全衛生教育に関する事業場への支援・協力

9 協賛者の実施事項

協賛者は、次の事項を実施する。

- 1 機関誌等を通じた、関係団体や事業場等への周知・広報
- 2 安全衛生教育に関する事業場への支援・協力
- 3 その他、本運動の推進に関わる事項

10 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- ① 年間の安全衛生教育実施計画の作成、これに基づく安全衛生教育の計画的かつ効果的な実施
- ② 安全衛生教育の実施結果の記録・保存
- ③ 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など安全衛生教育に関する業務の実施責任者の選任
- ④ 法定教育等の徹底
 - ア 新入社員(パート・アルバイト、派遣労働者を含む)に対する雇入れ時教育
 - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
 - ウ 危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
 - エ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育および職長等の能力向上教育の推進

- オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
- カ 安全衛生業務従事者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者等)を選任・配置するための教育等
- キ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育
- ク 化学物質管理者教育、保護具着用管理責任者教育

- ⑤ 法定教育以外の教育等の充実
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント、機械安全に関する教育
 - イ 危険予知活動(KYT)に関する教育
 - ウ 健康保持増進措置を実施するスタッフを養成するための専門教育
 - エ 産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスケア推進のための教育・研修
 - オ 感染症の予防・対策に関する教育
 - カ 熱中症予防に関する教育
 - キ 騒音障害防止に関する教育
 - ク 腰痛予防のための教育
 - ケ 健康の保持増進のための健康教育
 - コ 職場のメンタルヘルス対策及びハラスメント防止のための教育・研修
 - サ 職場の救命処置及び応急手当に関する教育・研修
 - シ 経営トップ等に対する安全衛生セミナー

- ス 管理職に対する安全衛生教育
- セ 高齢者の労働災害防止と身体機能の維持向上のための教育
- ソ 外国人労働者に対する母国語や明解な図示などを活用した安全衛生教育
- タ 情報機器作業従事者および管理者に対する労働衛生教育

- ⑥ eラーニングを活用した安全衛生教育の適切な活用と推進
- ⑦ 資格または特別教育等が必要な設備機器、作業場所等に対して、その必要な資格または特別教育の種類を掲示することや、有資格者に腕章を装着させることなど、安全衛生教育に関する「見える化」の推進
- ⑧ 講師、教材等の問題から、自ら安全衛生教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による安全衛生教育の実施

安全衛生教育等の実施状況について、表に○を付けて確認してみましょう

[法：労働安全衛生法 安衛令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則]

教育の種類	対象の有無・実施団体等	対象者あり	実施機関等で実施済		未実施
			自社・関連会社	安全衛生団体等	
雇入れ時教育 法第 59 条第 1 項 ・教育事項：安衛則第 35 条					
作業内容変更時教育 法第 59 条第 2 項 作業の異なる場所への異動や機械・作業方法の大規模な変更時 ・教育事項：雇入れ時教育に準用される					
職長教育 法第 60 条 ・職長教育を行う業種：安衛令第 19 条 ・教育事項：安衛則第 40 条					

能力向上教育（または同教育に準じた教育） 法第 19 条の 2

通達「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平元、改正 平 18）

通達「安全衛生教育及び研修の推進について」（平 3、改正 平 31）

対象者	時期等	初任時 初めて当該業務に 従事する時	定期 当該業務従事後、 一定期間ごと	随時 社会経済状況の変化、 職場環境等の大規模な変更時	未実施
衛生管理者					
安全衛生推進者					
職長等					
() 作業主任者					
() 作業主任者					
() 作業主任者					

危険有害業務従事者への教育 法第 60 条の 2

通達「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」(平成、改正 平 8)
通達「安全衛生教育及び研修の推進について」(平 3、改正 平 31)

就業制限業務従事者(免許取得者・技能講習修了者)や特別教育修了者などの危険有害業務従事者に対しては、一定期間ごと、または機械設備の変更時等に安全衛生教育を実施することが示されています。危険有害業務従事者についても資格取得・講習修了後等のフォローアップ、法令改正に伴う最新の安全衛生情報を得るために安全衛生教育を積極的に受講させましょう。

安全衛生業務従事者に有資格者を選任していますか

** 建設業、製造業、電気・ガス業、各種商品等卸売・小売業など

安全衛生業務従事者名(例)	必要な資格	資格
安全管理者(一定の業種**で50人以上の規模)	安全管理者選任時研修の修了など	ある/ない
衛生管理者(50人以上の規模)	第一種 第二種 衛生管理者免許試験の合格など (第二種については業種に制限あり)	ある/ない
衛生工学衛生管理者 (500人を超える労働者を使用し、一定の有害業務に 30人以上が従事する事業場)	衛生工学衛生管理者講習の修了など	ある/ない
安全衛生推進者(一定の業種**で10~49人の規模)	安全衛生推進者養成講習の修了など	ある/ない
衛生推進者(一定の業種**以外で10~49人の規模)	衛生推進者養成講習の修了など	ある/ない

安全衛生教育に関するご相談はこちら

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (本部) メール jisha-soudan@jisha.or.jp

特設サイトで役立つ情報を発信しています!詳しくは [安全衛生教育促進運動](#) で

本リーフレットのお問合せ先:総務部広報課 ■電話 03-3452-6449 ■メール koho@jisha.or.jp

治療と仕事の両立支援

令和
6年度

厚生労働省委託事業 治療と職業生活の両立支援広報事業

治療と仕事の両立支援 オンラインセミナー

参加
無料

テーマ

すべての働く方、会社が、 「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援

本セミナーでは、治療と仕事の両立支援に関する具体的な取り組みや実体験を通じて、参加者の皆様の理解を深めます。

参加方法

各業種の企業や治療を受けられた方によるオンラインセミナーをライブで配信します。
※プログラムと時間は予定であり、変更になる場合があります。
※Youtube による配信(申し込みは不要です)

詳細はこちら



参加方法など詳細はこちら

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail: info@chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

主催：厚生労働省 後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、独立行政法人労働者健康安全機構



治療 両立ナビ | 検索

01

治療と仕事の両立支援とは？ 様々な業種の中小企業の取組から学ぶ

令和6年12月12日（木）14:30・16:10

1回目のオンラインセミナーでは、各企業からの具体的な取り組み内容やその取り組みによるメリットについて詳しくご紹介します。企業がどのようにして従業員の治療と仕事の両立を支援しているのか、具体的な事例を交えながら解説します。



01

治療と仕事の両立支援とは？ 様々な業種の中小企業の取組から学ぶ

令和6年12月12日（木）14:30・16:10

パネリスト



東京都社会保険労務士会
がん患者・障がい者等就労支援特別委員会
委員長
染谷 由美 氏



富田電機工業株式会社
代表取締役 /
全国中小企業青年中央会前副会長
富田 一郎 氏



株式会社飛鳥
代表取締役 /
高知県中小企業青年中央会前会長
永野 正将 氏



東振グループ（株式会社東振精機
株式会社東振テクニカル）
保健師
松田 由宜子 氏



02

治療と仕事の両立支援とは？ 労働者の経験・エピソードから学ぶ両立支援の進め方

令和7年1月28日(火) 16:00・17:40

2回目のオンラインセミナーでは、実際に治療を受けられた方の実体験をお伝えしてもらいます。参加者の皆様には、実体験を通じて両立支援の重要性や具体的な方法について理解を深めていただき、また、実際の経験に基づいた貴重な情報を得ることで、自身の状況に応じた適切な支援策を見つけるための参考にしていただければと思います。



02

治療と仕事の両立支援とは？ 労働者の経験・エピソードから学ぶ両立支援の進め方

令和7年1月28日(火) 16:00・17:40

パネリスト



一般社団法人
日本ハラスメントリスク管理協会
代表理事
金井 絵理 氏



OHサポート株式会社
代表取締役 / 産業医
今井 鉄平 氏



アボワールインターナショナル株式会社
代表取締役
中村 真由美 氏



株式会社SBI証券
デジタル業務推進部
リテール業務室 専任次長
綿引 光夫 氏



11月開催のシンポジウムは12月中旬にアーカイブ配信予定

[動画はこちら](#)



基調講演

産業医科大学 医学部 両立支援科学 准教授

永田 昌子 氏

事例発表・パネルディスカッション

ファシリテーター

産業医科大学 医学部 両立支援科学

准教授

永田 昌子 氏

パネリスト

医療法人社団輝生会
在宅総合ケアセンター成城 成城リハビリテーション病院

ソーシャルワーカー

日下 真由美 氏

上野医院

医師

上野 学 氏

株式会社ニッシン

代表取締役

竹内 新 氏

アボワールインターナショナル株式会社

代表取締役

中村 真由美 氏

独立行政法人労働者健康安全機構 (JOHAS)
島根産業保健総合支援センター

産業保健専門職

仲佐 菜生子 氏

ご安全に！



成田労働基準監督署